

広島市消費生活審議会消費者安全確保部会の設置について

1 設置目的等

近年、高齢者や障害者等、消費生活上配慮を要する者の消費者被害が深刻化しており、被害の未然防止が急務となっている。国は、地域の見守りネットワーク構築を目指して、消費者安全法を改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)し、各自治体が消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を設置できることとした。

本市においては、高齢者福祉や障害者福祉、地域福祉等の既存のネットワークの代表者を構成員として、全市ベースで協議会を設置し、それぞれのネットワークが主目的としている行政施策や日頃の見守りの視点に、消費者被害の未然防止の問題意識を持っていただき、そのために必要な情報や仕組み、消費生活センターに期待される役割等について意見交換や具体的な取組を検討しながら、見守り体制を構築する。

本市の協議会は、広島市消費生活審議会に新たに設置する「消費者安全確保部会」とする。

2 部会の構成

(1) 人数

11名(審議会委員6名及び専門委員5名)

(2) 構成員

別紙「広島市消費者安全確保部会委員名簿(案)」のとおり

3 部会の役割

- 関係機関の代表者等が、年に1回程度開催される協議会に出席し、消費生活センター及び他の関係機関との意見交換を行う。また、地域見守り実践マニュアルの作成等に協力する。
- 消費生活センターは、関係機関に対し、定期的に消費者トラブルに関する情報発信を行う。
- 関係機関は、それぞれの地域活動を行う中で、近隣住民の消費生活上のちょっとした変化に気付き、声かけをし、近隣住民が消費者トラブルに巻き込まれていれば、消費生活センターの相談へつなげる。

4 今後のスケジュール

平成30年度 平成31年 1月 第1回消費者安全確保部会開催

- 本市における協議会の在り方等について

平成31年度 平成31年 7月 第2回消費者安全確保部会開催

- 消費者被害に関する意見交換及び地域見守り実践マニュアルの作成についての協議等を行う。